

第 4 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

手 術 申 請 書

地域活動団体名

代表者氏名

電話番号

下記の所有者不明猫（飼い主のいない猫）について、津久見市所有者不明猫の不妊去勢手術に係る事務手続要綱第 4 条第 1 項の規定により申請をします。
なお、申請において裏面の誓約書について同意します。

手術する 猫の内容	性別	
	種類	
	毛色	
	推定年齢	
捕獲場所	津久見市 区長確認 氏名	
所有者がいない ことの確認方法		
捕獲器の必要 の有無	必要 不要	
その他		

※裏があります。必ず読んでください。

(裏)

誓 約 書

- 1、申請者が、手術を行った猫に手術済みであることが外見から判断できる措置である耳先カットの実施に同意すること。
※耳先カットとは一度不妊手術した猫を間違ってもう一度捕獲しないためのしるしです。耳の先端をV字にカットします。(雄は右側、雌は左側) 地域住民に手術済みである証明となり、地域猫活動などについて理解を得やすくなります。
- 2、手術を行う際、飼い主のいない猫は健康管理が十分とは言えず、また人に慣れていないため、ショック死等などのおそれがあります。
- 3、猫の状態により、手術が行えない場合があります。
- 4、猫がすでに手術済みであることが判明した場合でも耳先カットを行うこと。
- 5、猫の捕獲は、各自で行うこと。
 - 1) 猫の捕獲、運搬の際には手袋等により怪我のないように注意してください。
 - 2) 捕獲器の蓋はしっかり閉めて逃げ出さないようにしてください。
 - 3) 猫は、必ず捕獲した場所に解放すること。
- 6、飼い主のいない猫を対象としています。首輪や名札があるものや特定の人に継続的に世話をされているなど飼い主がいる可能性のある猫は手術できません。飼い主のいない猫であることを確認すること。